

令和5年12月6日
四国電力送配電株式会社

系統連系受電サービス料金（発電側課金）の導入に伴う 各発電者さまへの割引区分の通知について

2024年4月からの系統連系受電サービス料金（発電側課金）の導入に向け、当社では2023年12月1日に託送供給等約款の変更認可申請を行いました。

これに伴い、2023年10月17日「系統連系受電サービス料金（発電側課金）の導入に伴う割引エリアの公表について」でお知らせしましたとおり、各発電者さまの割引区分につきまして、今後、主に課金対象となる発電者さまに対して当社から個別に郵送にて通知させていただく予定でございますので、通知書を受領後、ご確認いただきますようお願いいたします。

<参考>

[系統連系受電サービス料金（発電側課金）の導入に伴う割引エリアの公表について
（令和5年10月17日お知らせ済み）](#)